生活困窮者及び被保護者就労準備支援事業並びに被保護者健康管理支援事業

プロポーザル実施要領

# １　業務の目的

就労準備支援事業は、就労に必要な実践的な知識・技能等に欠けているだけではなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由によりただちに就労することが困難な者について、一般就労に従事する準備としての基礎能力の向上を支援することを目的とする。

健康管理支援事業は、就労準備支援事業の利用が見込まれる被保護者等又は就労準備支援事業利用中の被保護者等について、健康面の課題が表面化している若しくは表面化する恐れがある者に対して、受診勧奨や助言等を行い、健康課題の解消を目的とする。

本業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置する技術者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる「契約候補者」及び契約候補者の次に契約の相手方となる候補者（以下、「次点者」といい、契約候補者及び次点者を「契約候補者等」という。）を選定するものとする。

# ２　プロポーザルの内容

1. 業務名　　生活困窮者及び被保護者就労準備支援事業並びに被保護者健康管理支援事業
2. 業務内容　　別紙「生活困窮者及び被保護者就労準備支援事業並びに被保護者健康管理支援事業 委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり
3. 履行期間　　令和4年9月1日から令和7年3月31日まで（31か月間）

# ３　提案上限額（予算額）

40,742,000円（9月事業開始,消費税10%及び地方消費税相当額を含む。）

# ４　契約候補者等決定までの流れ

⑴　プロポーザルへの参加を予定する者は、指定期日までに市へ参加表明書の提出を行った場合にプロポーザルに参加できるものとする。

⑵　プロポーザル参加者は、指定期日までに市に企画提案書等を提出したのち、契約候補者等の選定のためのヒアリング審査を受けるものとする。ただし、参加者が多数となった場合は、企画提案書等の提出後、第1次審査のうえ第2次審査（ヒアリング審査）を受ける者を限定することがある。

⑶　市は、審査の結果、得点が最上位となった者を「契約候補者」、第２位となった者を「次点者」として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて金額等を含む契約条件等について協議を行うものとする。

⑷　上記⑶の期間内に市と契約候補者との協議が整わない場合は、市は次点者と協議を行うものとする。

⑸　本プロポーザルに係る日程については、「11 日程及び提出書類等」のとおりとする。

# ５　参加者の資格要件

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４に該当しない者であること。

⑵　プロポーザル募集開始日から契約締結日までの期間において、加西市指名停止基準（平成６年訓令第23 号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

⑶　参加表明書の提出期限までに加西市財務規則（昭和42年規則第40号）第105条第２項に規定する入札参加資格者名簿へ登載されていること。

1. 加西市契約からの暴力団排除に関する要綱（平成24年３月条例第１号）に規定する暴力団等でないこと。
2. 過去５年以内（平成29年４月１日から令和4年3月31日までに完了した業務）において、本案件と同種及び同程度と認められる業務の履行実績があること。

⑹　本業務の主担当者として、１年以上の雇用関係があり、過去５年以内に本業務と同種又は類似業務を主担当者として業務を行った者を配置できること。なお、企画提案書に定める業務実施体制に記載した配置予定の業務主担当者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由が生じた場合には、同等以上の能力を有する者であると書面により申し出た上で、発注者の了解を得て変更することができる。

# 6　参加表明書・参加辞退届の提出について

⑴　参加の意思表明

ア　提出書類　　参加表明書（様式第１号）

イ　提出期限　　令和4年7月1日（金）午後５時まで

ウ　提出場所　　加西市健康福祉部地域福祉課

エ　提出方法　　持参又は郵送（提出期限までに必着のこと）

⑵　参加を辞退する場合

「参加表明書」（様式第１号）を提出したのち、辞退するものは速やかに「参加辞退届」（様式第２号）に必要事項を記入し、代表者印を押印のうえ、上記提出先に持参または郵送で提出すること。

# 7　質疑・回答

⑴　質問書の提出

ア　提出書類　　質問書（様式第３号）

イ　提出期限　　令和4年6月14日（火）午後５時まで

ウ　提出場所　　加西市健康福祉部地域福祉課

エ　提出方法　　持参・郵送・電子メールのいずれかとする。

※　電話・来庁等の口頭による質問は受け付けないものとする。

※　郵送する場合、提出期限までに必着のこと。配達証明等により到着が確認できるようにすること。

※　電子メールで提出する場合、メールの件名は「生活困窮者及び被保護者就労準備支援事業並びに被保護者健康管理支援事業業務委託に係るプロポーザルの問い合わせについて（会社名）」とすること。また、必ず電話による受信確認を行うこと。

⑵　回答

質問に対する回答は、質問者には質問書に記載されたメールアドレス宛に速やかに回答する。また、令和4年6月21日（火）までに、参加表明者全員へ全ての回答をメールにて送付する。

※　参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、市は回答しないことができる。

# ８　企画提案について

1. 提出書類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ア　企画提案書提出届 | 様式第5号 | １部 |  |
| イ　企画提案書 | 任意様式 | 10部 | 正１部（押印）・副９部（押印不要） |
| ウ　見積書 | １部 | 正１部（押印） |
| エ　誓約書（法施行令167条の４） | 別記様式1 | １部 |  |
| オ　誓約書（暴力団排除条例） | 別記様式2 | １部 |  |

1. 提出方法など

|  |  |
| --- | --- |
| ア　提出先 | 加西市健康福祉部地域福祉課 |
| イ　提出方法 | 持参又は郵送（郵便書留に限る）。  持参の場合は休日を除く各日の午前８時30分～午後５時まで、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。 |
| ウ　提出期限 | 令和4年7月1日（金）午後５時まで  ※提出期限までに提出がなかった場合は、辞退とみなす。 |

1. 企画提案書の内容・様式等

別紙仕様書に基づき、以下の項目に沿って、提案を行うこと。なお、企画提案書等に記載された内容については、提出された見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア　会社概要 | 会社の規模、事業内容等の会社概要含む、従業員人数、会社の特色等 | Ａ4判：１枚 |
| イ　業務実績 | 過去5年間（平成29年度以降）の実績を記入すること。 | Ａ4判又はＡ3判：１枚 |
| ウ　業務実施体制 | 「５　参加者の資格要件」にあるとおり、業務主担当者については、勤務年数・過去の業務実績を特記すること。 | Ａ4判又はＡ3判：１枚 |
| エ　提案内容 | 別紙仕様書の「５ 業務の内容」⑴～⑽の項目ごとに提案を行うこと。 | Ａ4判：各１枚（項目ごと） |

※　Ａ４判片面印刷、Ａ３判はＡ４版に織り込み左綴じとする。（表紙、目次、頁番号をつけること。）

※　図示、着色は自由とする。

1. 見積書

別紙仕様書に基づき、下記事項に留意のうえ見積書を提出すること。

ア　見積書の宛名は「加西市長」、業務名は「生活困窮者及び被保護者就労準備支援事業並びに被保護者健康管理支援事業」とし、正本には事業所名及び代表者名を記入の上、押印すること。

イ　履行期間内に本業務内容を実施するための費用を提案上限額の範囲内で作成することとし、上限額を超える見積書は無効とする。また、見積書記載金額については、本業務の価格（税抜き）、消費税額（地方消費税額を含む）を別々に記載し、さらに合計金額を明記すること。

ウ　見積書については、人件費、諸経費等の積算の内訳が判別できるように、できるだけ詳細に記載すること。

1. その他

市は、参加表明者の資格要件の適否について審査し、条件を満たさない場合は、令和4年7月11日（月）までに通知するものとする。

# ９　審査基準及び審査方法

1. 審査基準

別紙「審査評価基準」のとおり

1. 審査方法

庁内に「生活困窮者及び被保護者就労準備支援事業並びに被保護者健康管理支援事業委託業者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を設置する。選考委員会は「審査評価基準」に基づき第１次審査及び第２次審査を実施し、契約候補者及び次点者を決定する。なお、総合評価点が同じ場合は、事前に設定した項目の点数が高い者を上位者とする。

1. 第１次審査（書類審査）

プロポーザル参加者が多数となった場合、企画提案書の内容、実施体制等を書類審査し、第２次審査に進む者を選定する。

市は、書類審査し、第２次審査への参加の可否について令和4年7月中旬までに通知するものとする。

1. 第２次審査（書類・ヒアリング審査）

ア　実施日程　　令和4年7月中旬予定

イ　ヒアリング方法

(ｱ) １申請者あたりの説明時間は30分以内、質疑応答は15分以内とする。なお、共同企業体によるグループ申請の場合は、すべてのグループ構成団体から説明者が出席すること。

(ｲ) プレゼンテーションに必要な備品は、参加者が用意すること。ただし、延長コード、プロジェクター、スクリーンは市が用意する。

(ｳ) 参加者の出席者は４名以内とする。

※　市は、プレゼンテーション内容を録画又は録音することができる。

※　第２次審査は提出された提案資料を基に行う。（追加提案の説明や追加資料の配付は認めない）

⑸　決定

選考委員会において、審査評点数により契約候補者及び次点者を決定する。

⑹　結果通知

選考委員会の審査の結果は、参加事業者全員に文書で通知する。（電子メール及び郵送）

⑺　その他

審査結果についての異議申し立ては受け付けないものとする。

# 10　契約締結に向けての協議

⑴　仕様等の確定について

所管課は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の見直しを行ったうえで本契約の仕様に反映させることとするが、募集要領に示した基本となる事項については変更できない。次点者においても同様とする。

⑵　契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

⑶　契約書について

契約書は、市が用意したものを使用する。

# 11　日程及び提出書類等

|  |  |
| --- | --- |
| 時期 | 内容 |
| 5月31日（火）～7月1日（金） | 公募要領の公告 |
| 6月14日（火）午後５時まで | 質問書の提出期限 |
| 6月21日（火）予定 | 質問書の回答（全体） |
| 7月1日（金）午後５時まで | 参加表明書・企画提案書等の提出期限 |
| 7月5日（火）予定～ | 第１次審査 |
| 7月中旬 | 第２次審査の案内 |
| 7月中旬 | 第２次審査・選定委員会の開催 |
| 7月下旬 | 審査結果の通知 |

# 12　その他

⑴　参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア　募集要領に定める事項に違反が判明した場合

イ　提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合

ウ　募集要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合

エ　その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合

⑵　企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。

⑶　プロポーザルの過程で得た情報等は本市に帰属し、市は調査手段等を含め申請者の同意を得たうえ公開・配付できるものとする。（個人情報および企画提案書の内容を除く）

⑷　契約候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本市の許可なく開示できないこととする。

⑸　提出された企画提案書等は返却せず市の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。

⑹　本要項に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。

# 13　問い合わせ先

加西市役所健康福祉部地域福祉課（担当：神戸、池成）

住所　　〒675-2395　兵庫県加西市北条町横尾1000番地

電話　　0790-42-8730

E-mail　　seikatsu-support@city.kasai.lg.jp